

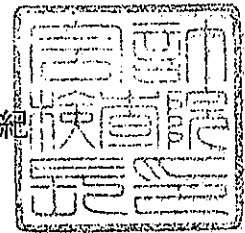
210普第26.5号  
平成21年11月5日

大阪府知事

橋 下 徹 殿

会計検査院長

西 村 正 紀



### 会計検査に関する行政文書の公開について

今般、貴府におかれましては、本院が作成し貴殿あてに発した照会文書及びこれに対し、貴殿が作成し本院に送付した回答文書の控えを公開対象文書として特定したと聞いております。

これまで照会・回答文書が公開される場合の問題点については、事務レベルで貴府の担当者に対してお伝えしているところではありますが、重ねて申し上げれば、今回の照会・回答文書の公開については、次のような懸念を持っておりますので、照会・回答文書を公開することについては再度御検討をいただくようお願い申し上げます。

- ① 照会文書には、照会の必要上、受検機関に対して行った検査の着眼点や検査手法に関する情報が含まれる場合があり、検査結果の報告とは別に検査の途中過程におけるこのような照会文書を公開することは、他の受検機関において、本院の検査に伴う指摘を免れる手段として用いられることにもなりかねず、検査を回避したり、不適正な事実を隠すために使われたりするおそれがあり、公開することが国民の利益に資するとは思われないこと
- ② 情報公開制度の主旨は、行政に関する情報をできるだけ公開することにあると考えるが、検査結果については検査官会議の議決を経て公表されることになっているので、それ以前に検査の途中過程における照会文書を公開することによる利益はそれほど大きくないと考えられる一方で、公開することにより、上記で述べたようなおそれがあること
- ③ 検査の途中過程で発する照会文書が、今後、いつ公開されるかわからないという状況の下においては、受検機関との率直な意見交換が困難になり、円滑な検査ができなくなったり、検査を担当する本院職員の検査活動が消極的になり、士気が低下したりするおそれがあること